

令和4年度与党税制改正大綱について（会長談話）

本日、与党税制調査会において、税制改正大綱が決定されました。

このたびの大綱では、今年度、固定資産税において「令和3年度の評価替えに伴い税額が増加する土地について前年度の税額に据え置く特別な措置」が講じられたことに続き、令和4年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を半減させる措置が新たに設けられました。指定都市市長会として、新たな負担軽減措置の創設を行わないことを強く要望したにも関わらず、こうした改正が行われたことは、要望の趣旨が理解されず大変残念です。固定資産税は市町村の財政を支える基幹税目であるため、今後、国の経済対策に固定資産税の軽減措置を用いないよう引き続き求めてまいります。

なお、地方税務手続きの一層のデジタル化や、今後、検討することとされた自動車関係諸税及び金融所得課税の見直し、並びに、今回、具体的な議論が見送られた脱炭素社会の実現に向けた税制上の措置等については、地方自治体の意見を十分に反映し、財政措置を含め、必要な対応を取っていただくようお願いいたします。

国においては、日本経済の再生と地方創生等に向けて、圏域の中核都市である指定都市がその役割を果たせるよう、真の分権型社会の実現に向けた地方税財源の拡充強化をされることを求めます。

令和3年12月10日
指定都市市長会会長

鈴木康友